

令和8年度 福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）留意事項

福島県県南地方振興局

1 採択について

- (1) 採択に当たっては、実施要領及び採択方針に定めるもののほか、以下の視点を加味し総合的に判断する。
- ア 具体性
目的達成のために明確で妥当な目標が定められており、成果が期待できる事業。
- イ 発展性・継続性
次年度以降の取組についてステップアップが見込める事業や補助金交付終了後も継続できる事業。
- ウ 連携・協同性
行政や関係団体と連携や協力をしながら進める事業。
- (2) 単発のイベントなど、事業の効果が一時的かつ地域的に限定される事業は、補助対象外とする。

2 事業主体について

- (1) 民間団体が実施主体となる場合においては、市町村等の関係機関及び他の民間団体との連携が図られていること。
- (2) 事業実施に関して団体内部での合意形成が図られていること。
- (3) 実行委員会等について、市町村が事務局となる場合においては、会計を明確に区分するなど、実質的に当該市町村とは違った民間団体としての性格を有していること。

3 経費について

- (1) 備品購入や施設整備など資産の形成につながるものについては、次の要件を全て満たす場合で、かつ費用対効果が高いと判断される必要最低限のもののみ認める。
- ア 当該施設等の活用について明確な事業計画が策定されていること。
- イ 将来にわたって適正な管理及び効率的な使用が確保できることが確実なこと。
- ウ 備品購入については、当該備品の使用頻度が高く、リース又はレンタルする場合よりも経済的であること。
- エ 施設整備については、公共施設等既存施設の活用が困難であること。
- (2) 食事代は、イベント等の当日の講師、スタッフ分の昼食代のみ対象とする。

4 収入について

負担金や協賛金などの収入が発生する場合は、収入額を確認できる書類を備えておくこと。

5 その他

健康関連事業の募集は国庫（被災者支援総合交付金）の採択を前提として行うものであり、採択の状況によっては事業規模やスケジュール等を変更する場合がある。